処　分　基　準

令和４年３月１５日作成

法　令　等　名	銃砲刀剣類所持等取締法
根　拠　条　項	第１１条第８項
処 分 の 概 要	取消し前の銃砲等又は刀剣類の提出命令
原権者（委任先）	大阪府公安委員会
法 令 等 の 定 め	銃砲刀剣類所持等取締法 第１１条第１項～第４項、第８項（許可の取消し及び仮領置） 第２７条第１項（提出命令）
処　分　基　準	当該銃砲等又は刀剣類が犯罪に使用されるおそれがある場合等、危害を予防する必要があると認めるときは、銃砲等又は刀剣類の提出を命じ、これを仮領置する。
問 い 合 わ せ 先	住所地又は事業場（法人の場合）、出入国港（銃砲刀剣類所持等取締法第６条の場合）の所在地を管轄する警察署生活安全課保安係
備　　考	